

規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（裏面）の備考に次のように加える。

15 設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第三号の備考を次のように改める。

備考 1 資格に関する最終学歴、資格、免許等及び国土交通大臣が同等以上と認めた事項については、それらを証明することのできる書面（卒業証明書等）を添付すること。

2 設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

5 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

「埼玉県収入証紙 貼り付け箇所」を「埼玉県収入証紙 貼付け箇所」に改める。

を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

5 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第六号の四中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

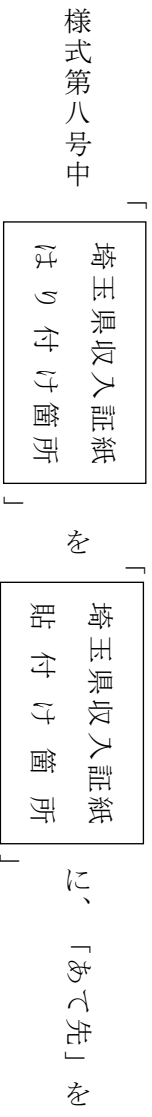
なお、設計の変更の場合は、別途設計説明書及び設計図を添付すること。

2 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十号中「あて先」や「宛先」に姓名・印鑑名の裏紙を貼る。

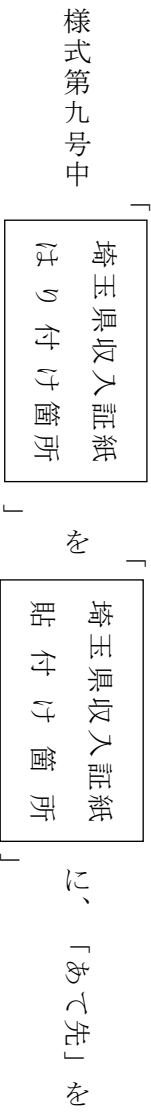
備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



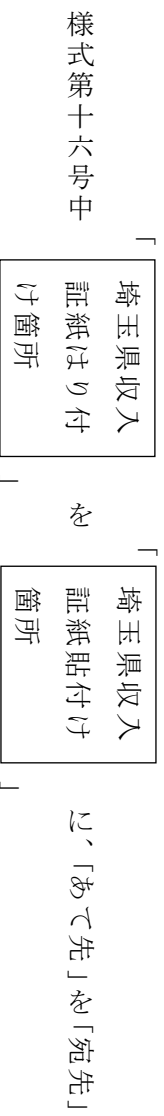
備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



に改め、同様式の備考を次のように改める。

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 様式第十七号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考を次のように改める。
- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 様式第十八号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考を次のように改める。
- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。